

第 121 号議案

平成 28 年度大田区一般会計補正予算（第 3 次）

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

平成 28 年度大田区一般会計補正予算（第 3 次）

平成 28 年度大田区一般会計の補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 257,878 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 261,332,225 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		46,977,034	250,280	47,227,314
	2 国庫補助金	5,145,466	250,280	5,395,746
17 繰入金		11,794,809	7,598	11,802,407
	1 基金繰入金	11,411,314	7,598	11,418,912
歳入合計		261,074,347	257,878	261,332,225

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		38,801,888	25,500	38,827,388
	2 地域振興費	5,311,734	25,500	5,337,234
3 福祉費		141,736,439	232,378	141,968,817
	1 社会福祉費	19,027,965	250,280	19,278,245
	3 高齢福祉費	18,721,657	△17,902	18,703,755
歳 出	合 計	261,074,347	257,878	261,332,225

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項 名	債務負担期間	限 度 額
平和島ユースセンターの整備（基本設計・実施設計委託）	平成 29 年度	59,674
特別養護老人ホームたまがわ空調・給湯等一括更新工事設計委託	平成 29 年度	17,903

第 122 号議案

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松原 忠義

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

別表中 29 の項を 35 の項とし、28 の項を 34 の項とし、27 の項を 33 の項とし、26 の項を 30 の項とし、同項の次に次のように加える。

31	法別表第 1 の 34 の項に規定する知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）による事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、介護サービス利用者負担額関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は法別表第 1 の 8 の項に規定する児童福祉法による事務に関する情報であって規則で定めるもの
32	法別表第 1 の 49 の項に規定する母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）による事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表中 25 の項を 29 の項とし、24 の項を 28 の項とし、23 の項を 27 の項とし、同表 22 の項中「（昭和 22 年法律第 164 号）」を削り、「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は児童育成手当関係情報」に改め、同項を同表 24 の項とし、同項の次に次のように加える。

25	法別表第1の10の項に規定する予防接種法（昭和23年法律第68号）による事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は法別表第1の11の項に規定する身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による事務に関する情報であって規則で定めるもの
26	法別表第1の12の項に規定する身体障害者福祉法による事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、介護サービス利用者負担額関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は法別表第1の8の項に規定する児童福祉法による事務に関する情報であって規則で定めるもの

別表中21の項を22の項とし、同項の次に次のように加える。

23	法別表第1の7の項に規定する児童福祉法（昭和22年法律第164号）による事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
----	--	-------------------------

別表中20の項を21の項とし、4の項から19の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。

4	低所得世帯に対する介護保険料の減額に関する事務であって規則で定めるもの	同
---	-------------------------------------	---

別表に次のように加える。

36	法別表第1の94の項に規定する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの
----	--	-------------------------------------

付 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（提案理由）

個人番号を利用する事務及び当該事務において利用する特定個人情報を加えるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 123 号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和 32 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 5 項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第 2 号中「第 37 条の 4 第 3 項前段」を「第 37 条の 4 第 3 項」に改め、同条第 6 項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第 8 項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第 6 号を次のように改める。

（6） 求職活動に伴い雇用保険法第 59 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第 2 項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第 13 条第 13 項を同条第 14 項とし、同条第 12 項中「第 8 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条中第 11 項を第 12 項とし、第 10 項を第 11 項とし、同条第 9 項中「前項第 3 号」を「第 8 項第 3 号」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 前項の規定は、第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第 5 項又は第 6 項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 1 年を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、前項中「次の各号」

とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第13条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における職員の退職手当に関する条例第11条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。
- 3 新条例第13条第8項（第6号に係る部分に限り、同条第9項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であって求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、

この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下この項及び第5項において「旧条例」という。）第13条第8項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第13条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第13条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第13条第9項において準用する同条第8項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第13条第8項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第13条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第13条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する職員の退職手当に関する条例第13条第8項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

雇用保険法の改正に伴い、高年齢求職者給付金の支給対象者の範囲を改めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 124 号議案

大田区議会議員及び大田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区議会議員及び大田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

大田区議会議員及び大田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(平成 5 年条例第 34 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 万 5,300 円」を「1 万 5,800 円」に改め、同号イ中「7,350
円」を「7,560 円」に改める。

第 8 条中「7 円 30 銭」を「7 円 51 銭」に改める。

第 11 条中「26 円 73 銭」を「27 円 50 銭」に、「55 万 7,115 円」を「57 万 3,030
円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大田区議会議員及び大田区長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後そ
の期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示
された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

公職選挙法施行令の改正に伴い、大田区議会議員及び大田区長の選挙における
選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額等を改定するため、条例を改正
する必要があるため、この案を提出する。

第 125 号議案

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 11 年条例第 36 号）の一
部を次のように改正する。

別表 1 の部(1)の項中「36 円 50 銭」を「40 円」に改め、同部(2)の項中「36
円 50 銭」を「40 円」に、「69 円」を「76 円」に改め、同部(3)の項中「36 円
50 銭」を「40 円」に、「2,500 円」を「2,800 円」に改め、同表 2 の部中「2,600
円」を「3,000 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する
条例（以下「旧条例」という。）別表に規定する事業系一般廃棄物又は一般廃
棄物と併せて処理する産業廃棄物の排出に係る廃棄物処理手数料を納付した者
に旧条例第 52 条第 1 項の規定により交付している有料ごみ処理券については、
平成 29 年 10 月 31 日までの間は、引き続きこれを使用することができる。

（提案理由）

廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料を改定するため、条例を改正する必
要があるので、この案を提出する。